

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年3月20日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年3月20日（火）午前9時30分～ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

企画政策課 高石課長 吉川主査

3 件名

白井市地域公共交通網形成計画の策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

**【確認】**

- ・計画の実施期間を5年以上としてもよい内容だと考えるが、5年とした意図は。  
 ⇒ 現在の循環バスの委託契約期間が約2年半後（2020年7月）までとなっており、また、車両更新のタイミングでもあるため、ここを一つのターニングポイントとして捉え、その他の整備事業を一体的に実施することを考慮し5年とした。  
 なお、整備事業などについては、長期的になることもあろうかと思うが、できるところから順次実施していく。
- ・その他パブリックコメントの内容及び対応について確認。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部 企画政策課

件名	白井市地域公共交通網形成計画の策定について																																			
内容	<p><b>【役割】</b> 地域公共交通網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものである。</p> <p><b>【位置づけ】</b> 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく法定計画であり、白井市の第5次総合計画及び都市・交通分野の基幹計画である白井市都市マスタープランに基づくものとして位置づける。 なお、白井市の公共交通に関する方針を示すものとして、初めて策定するものとなる。</p> <p><b>【計画期間】</b> 5年(平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)まで)</p> <p><b>【基本的な方針】</b> 基本方針:快適な生活の移動手段を確保し“つながる”ことでまちの活力を育む 持続可能で利便性の高い公共交通体系を確立する。 (対応方針) ①新たな交通結節点を中心とした公共交通網を形成する 目標:ネットワークの拠点となる交通結節点の整備 ②多様な公共交通機関の役割分担と連携による公共交通網を形成する 目標:公共交通の人口カバー率の確保 ③だれもが安全安心で利用しやすい公共交通環境を提供する 目標:公共交通の利用者の確保 ④行政・市民・事業者の協力による公共交通利用の促進 目標:公共交通利用促進活動の実施及び強化</p>																																			
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p><b>【部内会議】</b> 意見無し</p> <p><b>【審議会(白井市地域公共交通活性化協議会)】</b> 現状の整理、課題の検討、基本方針の決定、計画案の作成、パブリックコメントへの対応など、策定段階から審議を実施。</p>																																			
スケジュール	<p>H30.3月 計画書の印刷、公表 H30.4月～ 計画に基づく取り組みの検討(できるものから適宜実施) ・ルート、運賃に関する交通事業者との協議 ・啓発の取り組みの検討・実施 など</p> <table border="1" data-bbox="322 1760 1433 1973"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>無</td> <td></td> <td>報道発表</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>有</td> <td>行政運営報告(H30.4月)</td> <td>広報・HP等</td> <td>有</td> <td>HP(H30.3月)</td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>付議書公表</td> <td colspan="5"> <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 ( ) まで                 </td> </tr> </tbody> </table>						項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	無		報道発表	無		議会説明	有	行政運営報告(H30.4月)	広報・HP等	有	HP(H30.3月)	市民参加	無					付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 ( ) まで				
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																															
条例規則	無		報道発表	無																																
議会説明	有	行政運営報告(H30.4月)	広報・HP等	有	HP(H30.3月)																															
市民参加	無																																			
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 ( ) まで																																			
参考情報	<p>関係法令等 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律</p> <p>関係課 都市計画課、道路課、社会福祉課、高齢者福祉課、教育委員会ほか</p> <p>事業費 千円 (うち特定財源 千円)</p>																																			

# 白井市地域公共交通網形成計画 (概要)

平成30年3月

# 1章 計画策定概要

## 1-1 計画の背景・目的

公共交通をとりまく環境は、厳しさを増してきており、自家用車の普及や人口減少、少子化・高齢化の進展などにより利用者が減少し、サービスの縮小や低下が懸念され、公共交通の維持・確保が大きな課題となっています。

白井市においても同様の懸念があり、市が運行するコミュニティバスは、利便性が十分でない状況や効率性の課題があり、運行経費も市財政の大きな負担となっています。

このような中、第5次総合計画では、重点項目の1つに「拠点がつながるまちづくり」を掲げ、まち全体の活性化を図り、持続可能なまちを実現しようとしています。

こうした状況を踏まえ、限りある交通資源の効率化を図り、関係者との役割分担と協力のもと、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークを形成するとともに、地域公共交通の活性化を推進するため、本計画を策定します。

## 1-2 計画の区域・期間

区域 : 白井市全域

期間 : 5年間(H30年度～H34年度)

## 1-3 計画の位置付け

白井市第5次総合計画

都市・交通分野 基幹計画

白井市都市マスタープラン

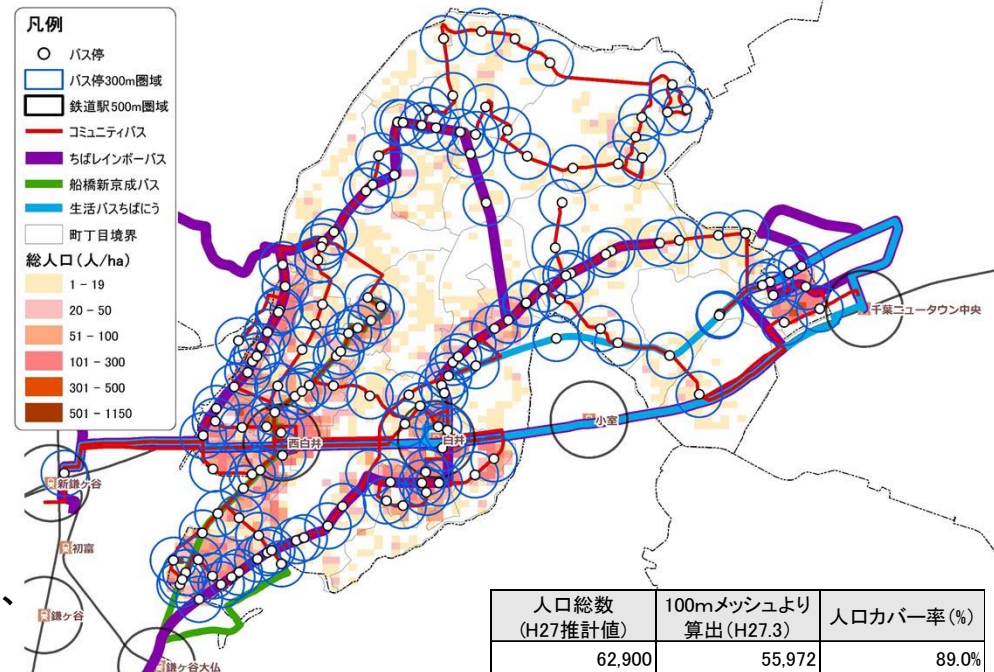
白井市地域公共交通網形成計画

《根拠法令》 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第5条

## 第2章 市の現状と課題

### 2-1 市の現状

- ・市の人口はH32年をピークに減少見込み
- ・高齢化率はH47年には30%を超える予測
- ・鉄道は北総線が東西に運行、路線バスは民間事業者3社が運行し、コミュニティバスは市内4路線運行しているが、民間との役割分担が明確でなく、分かりにくく利用しにくい状況。
- ・市民の外出先は全体では市外が多く、自動車の利用が最も多い。
- ・公共交通を利用しない理由は、自家用車等での移動の方が便利との意見が最も多い。
- ・移動の満足度は、全体的に不満足の高割合が高く、将来的に不安を感じている人が多い。
- ・今後は、行政と民間の役割を明確にし、市は必要最低限のサービスを維持し、財政負担を減らすべきとの意見が最も多い一方で、負担をあげてもサービスの向上が求められている側面もある。



### 2-2 公共交通に関する課題

#### 《地域の現状から見た課題》

- ① 将来の人口減少及び少子高齢化への対応
- ② 地区特性に応じた交通の必要性

#### 《公共交通の現状から見た課題》

- ① 公共交通機関の役割分担が不明確・非効率
- ② 公共交通機関同士の交通結節機能が不十分
- ③ 公共交通空白地域の存在

#### 《市民の移動実態調査から見た課題》

- ① 高い自動車の依存度
- ② 鉄道・バスサービスへの不満
- ③ 交通環境の整備

# 第3章 基本的な方針と計画の目標

## 3-1 基本方針

快適な生活の移動手段を確保し“つながる”ことでまちの活力を育む  
持続可能で利便性の高い公共交通体系を確立する

## 3-2 対応方針と計画目標

### 対応方針1

#### 新たな交通結節点を中心とした公共交通網を形成する

鉄道や既存の路線バスを軸とした効率的な交通結節点を設定し、駅や主な施設、各地区とをつなげる幹線、支線の交通ネットワークを形成します。

#### 目標1 ネットワークの拠点となる交通結節点の整備

指標：交通結節点の整備数

現状：2箇所  
(西白井駅・白井市役所)

目標：3箇所  
(白井駅・西白井駅・工業団地)

### 対応方針3

#### だれもが安全安心で利用しやすい公共交通環境を提供する

高齢者や障がい者など、だれにとっても安全安心で利便性の高い地域交通となるよう、使用する車両の検討や待ち合い環境の整備を実施します。

#### 目標3 公共交通の利用者の確保

指標：公共交通の年間利用者数  
【バス：市内運行系統の利用者数】

現状：127万人/年

目標：140万人/年

【鉄道：市内駅利用者数】

現状：408万人/年

目標：428万人/年

### 対応方針2

#### 多様な公共交通機関の役割分担と連携による公共交通網を形成する

鉄道、バス、タクシーそれぞれの持つ特性に応じた適切な役割分担と連携による効果的な公共交通ネットワークを形成します。  
また、乗り継ぎ時刻の調整など、交通機関相互の連携を図ります。

#### 目標2 公共交通の人口カバー率の確保

指標：公共交通（鉄道・バス）による人口カバー率

現状：89.0%

目標：95.0%

### 対応方針4

#### 行政・市民・事業者の協力による公共交通利用の促進

過度な自家用車依存を抑制し、公共交通が日常生活において移動手段の一つとして認識されるよう、行政、市民、事業者が協力して利用の意識を高める取り組みを進めます。

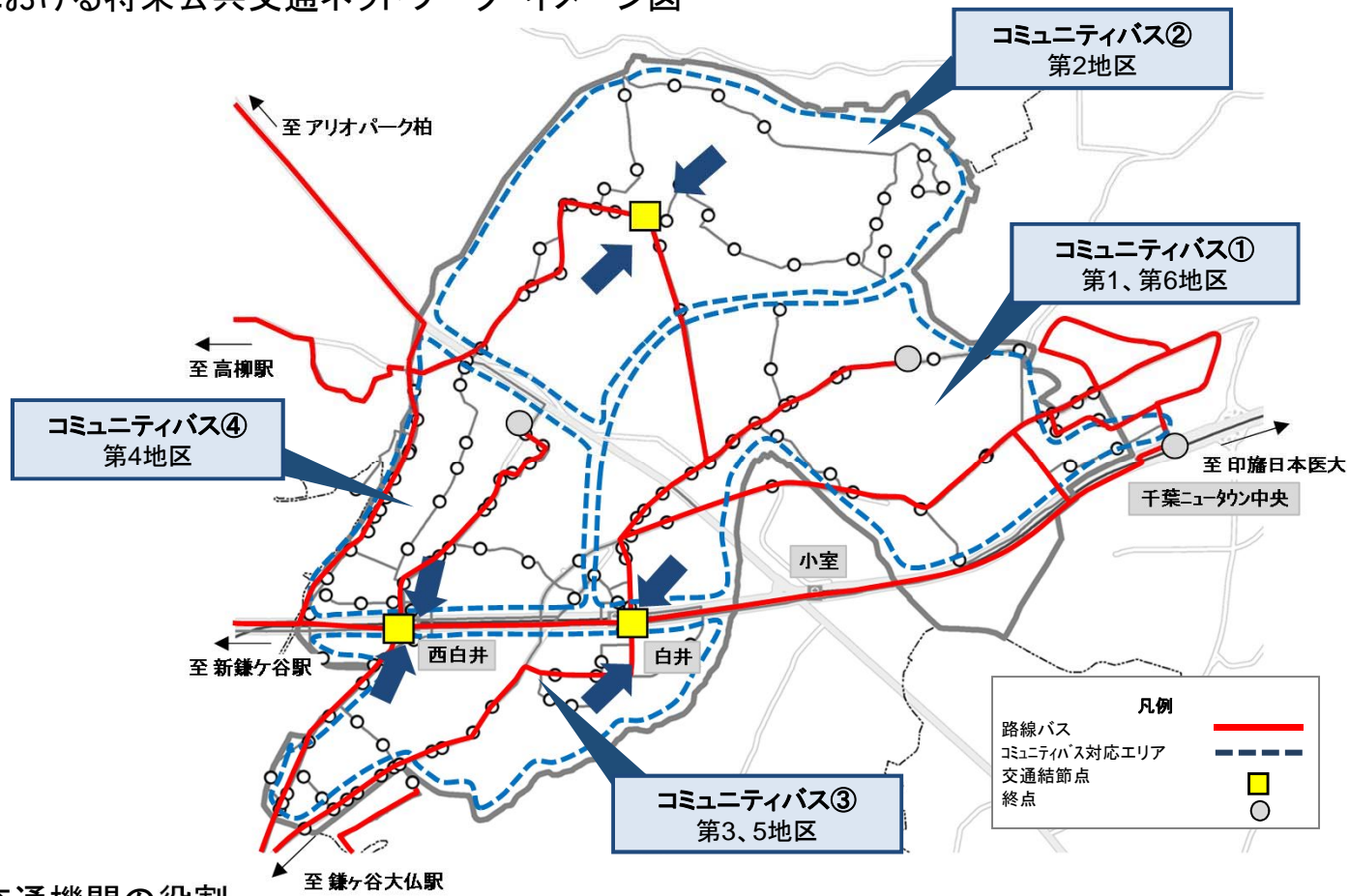
#### 目標4 公共交通利用促進活動の実施及び強化

指標：公共交通利用促進事業の取り組み項目数

現状：3項目

目標：5項目以上

◆白井市における将来公共交通ネットワーク イメージ図



◆各公共交通機関の役割

公共交通機関	役割
鉄道	市内外を結ぶ基幹的交通手段としての役割
路線バス	市内外の駅、主な施設や住宅地を結ぶ幹線的な交通手段としての役割
コミュニティバス	各地区内をベースとして、駅や交通結節点などを中心とし、路線バスを補完しつつ、市内の交通空白地域の解消に資する支線的な交通手段としての役割
タクシー	上記の公共交通機関ではカバーできない区間や時間帯を補完する役割

# 4章 目標を達成するために行う事業と実施主体

## 4-1 計画の体系 ※別紙のとおり

## 4-2 各事業の実施内容

### 事業1:市内における公共交通結節点の強化

#### 《事業概要》

- ・効率的な交通結節点の設定、利用しやすい環境の整備
- ・にぎわいのある交通結節点の整備

#### 《実施主体》

- ・白井市 ・鉄道事業者 ・路線バス運行事業者 ・タクシー運行事業者

### 事業2:路線バスを主体とした交通サービスの維持、向上

#### 《事業概要》

- ・バス交通における事業性の高い区間の運行本数、ダイヤの検討

#### 《実施主体》

- ・白井市 ・路線バス運行事業者

### 事業3:コミュニティバスの運行サービスの見直し

#### 《事業概要》

- ・役割に応じた運行ルートの見直し
- ・交通結節点における鉄道、路線バスとの乗継ダイヤの調整
- ・地区の需要に応じた小型車両の導入の検討
- ・受益者負担の見直しの検討

#### 《実施主体》

- ・白井市 ・路線バス運行事業者 ・タクシー運行事業者

### 事業4:多様な運賃制度の導入検討

#### 《事業概要》

- ・乗り継ぎ割引運賃制度の検討
- ・市内バス交通の統一運賃の検討
- ・企画乗車券の検討

#### 《実施主体》

- ・白井市 ・路線バス運行事業者 ・路線バス運行事業者 ・商業事業者等

### 事業5:地区に応じた適切な交通手段の継続的な調査・検討

#### 《事業概要》

- ・乗合タクシーやデマンド型交通など、継続的な先進事例の調査・研究
- ・適切な時期を捉えた市民ニーズの把握

#### 《実施主体》

- ・白井市 ・路線バス運行事業者 ・タクシー運行事業者

### 事業6:利便性の高い地域公共交通の環境整備

#### 《事業概要》

- ・主要なバス停におけるベンチの整備
- ・路線バス、コミュニティバスのバス停の統一化
- ・市内駅におけるアクセス特急の停車、特急増便の要望
- ・高齢者や障がい者に対応した接客サービスの向上
- ・ユニバーサルデザインタクシー車両の導入の推進

#### 《実施主体》

- ・白井市 ・鉄道事業者 ・路線バス運行事業者 ・タクシー運行事業者

### 事業7:公共交通の利用啓発

#### 《事業概要》

- ・(強化)わかりやすい市内公共交通マップなどの充実
- ・(強化)公共交通の学習内容の拡大、充実
- ・(強化)沿線自治体等と連携した鉄道の利用促進活動の推進
- ・タクシー利用案内の実施
- ・免許返納の啓発の実施

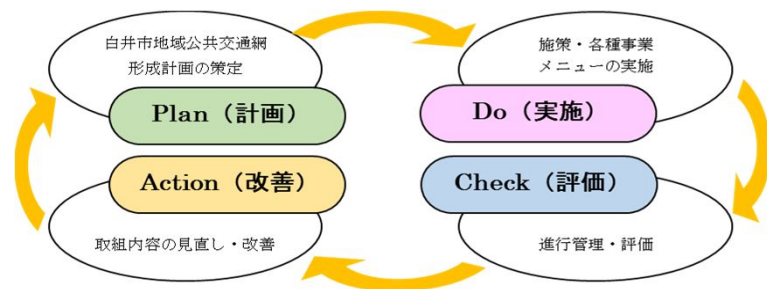
#### 《実施主体》

- ・白井市 ・市民 ・鉄道事業者 ・路線バス運行事業者
- ・タクシー運行事業者



## 5章 計画の達成状況の評価

### 5-1 PDCAサイクルに基づく進行管理



#### 《Check(評価)》

白井市地域公共交通活性化協議会において、適宜、進捗状況を把握するとともに、事業の費用対効果や利用者の満足など、様々な視点から効果を検証し、効果の検証結果は、事業の各実施主体と共有を図るとともに公表します。

なお、設定した目標値の最終的な達成状況は、計画終了年度に確認します。

### 5-2 事業の実施・評価スケジュール

#### 《事業の実施スケジュール》

コミュニティバスの契約見直し(2020年7月末)を考慮し、前期(2018～2019年)、後期(2020～2022年)に分けて実施します。

#### 《評価の実施スケジュール》

毎年度進捗状況を把握するとともに、適宜目標の達成状況を検証し、必要に応じ事業の見直し等を行うこととします。

## 資料編

#### 《掲載資料》

- ・地域概況
- ・地域公共交通の現状
- ・市民の移動実態・ニーズ
- ・市民アンケート調査結果概要
- ・タウンミーティングでの主な意見
- ・ヒアリング等による交通事業者・関連団体の主な意見
- ・地域公共交通活性化協議会
- ・計画策定の経過

#### 《計画策定の経過》

- ◇地域公共交通活性化協議会(計6回)
- ◇市民アンケート調査(市民3500世帯(世帯当たり2票配布))  
回収数:1977票(1272世帯) 回収率:28.2%(世帯36.3%)
- ◇コミュニティバス利用者アンケート調査(300票配布)  
回収数:83票 回収率:27.7%
- ◇関係者ヒアリング調査(交通事業者等14団体)
- ◇地区社会福祉協議会意見募集(回収数:131票)
- ◇タウンミーティング(市内6箇所 参加者数78人)
- ◇パブリックコメント(2件2名※連名、既記載1件・参考1件)